

公示番号：19a00668

国名：マラウイ

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

案件名：市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクト中間レビュー調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年1月初旬から2020年2月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.50M/M、合計 1.00M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	15日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：12月4日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf

をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019 年 12 月 17 日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	マラウイ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

マラウイにおいて農業セクターは国内総生産（GDP）の約 30%（2015 年）、外貨収入の約 80%を占める基幹産業として位置づけられている。また、総労働人口の約 80%が農業に従事しており、同セクターの成長がマラウイの社会・経済的な発展を支える原動力として考えられている。農業分野の発展には、同国の大多数を占める小規模農家が市場を見据えた農業生産を行うための能力強化が重要である。農家の 90%以上は農地面積が約 0.8ha の小規模農家であり、さらに農村部の人口増加により土地の細分化が進み、一人当たりの農地面積は減少傾向にあることから、単位面積当たりの収益を高めることが生計向上に必要なとなっている。また、小規模農家は主に自給用にメイズを生産しているが、近年では農村地域においても肥料・種子などの農業資材や消費財購入のための現金需要が高まっており、収益性の高い作物や市場ニーズに合わせた作物の栽培による収益向上が求められている。

こうした状況を背景に、マラウイ政府は食料安全保障とともに商業的農業・市場開発を重要課題として掲げ、それに基づき各ドナーが支援してきたが、農業・灌漑・水開発省の農家に対する普及サービスには依然として課題が多い。これまで複数のドナーが商業的農業促進のための支援を実施してきているものの、輸出や加工販売を想定した対象作物選定であるため支援対象層が限られること、あるいは講義が中心であり、より実践的な手法の指導については実施されてこなかったことなどが課題として認識されている。結果として、商業的農業に関する普及サービスが十分に小規模農家に提供されているとは言えず、更なる普及サービスの向上を図る必要がある。この課題に対し、マラウイの農業・灌漑・水開発省は、より実践的な商業的農業に関する普及サービスを提供するため、JICA が 2014 年より開始した「市場志向型農業（以下、「SHEP アプローチ」）」の課題別研修（2014 年開始）に研修員として職員を派遣し、その後研修員が作成したアクションプランに基づくパイロット事業を実施してきた。その結果、同省職員の指導力の向上、小規模園芸農家グループによる生産物の協同販売の開始、交渉能力の向上、生産物の品質改善など、生計向上につながる成果がみられた。上記の背景から、マラウイ政府は今後同省職員の市場志向型農業に関する普及サービスを改善していくための能力強化を図るべく、我が国に支援を要請した。これを受けて JICA は、「SHEP アプローチ」に基づきマラウイの現状に適した市場志向型農業アプローチの構築・実践を通じて、小規模園芸農家の生産性・マーケティング能力の強化を図ることを目的とした「市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクト（以下、MA-

SHEP)」を2017年4月から2022年3月まで5年間の予定で実施しており、現在「チーフアドバイザー」、「生産技術」と「業務調整/研修」の3名の長期専門家を派遣中である。

今回実施する中間レビュー調査は、本プロジェクトが中間段階に差し掛かったタイミングで、これまでのプロジェクト活動とそのプロセスについて、実績と成果を評価し、プロジェクト後半に向けての課題と対応策を明らかにするとともに、必要に応じPDM及び活動計画の修正を含む計画の見直しを行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2020年1月上旬～1月中旬）

- ①既存の文献、報告書等（モニタリングシート、事業進捗報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P機関、その他マラウイ側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を提案する。
- ④対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務期間（2020年1月中旬～1月下旬）

- ①JICA マラウイ事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本中間レビューの評価手法について説明を行う。
- ③マラウイ側C/Pと協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員とともに評価5項目の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめに協力する。
- ⑥調査結果や他団員からのコメント等を踏まえた上で、PDM及びPOの修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。

- ⑧協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑨現地調査結果の JICA マラウイ事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間（2020年1月下旬）

- ①評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を提案する。
- ②帰国報告会に出席する。
- ③担当分野の終了時評価調査報告書（案）（和文）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

次の①～③を2020年2月5日までに電子データをもって提出すること。

- ① 評価報告書（英文）
- ② 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）
- ③ 担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ヨハネスブルグ⇒リロンゲ⇒ヨハネスブルグ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2020年1月12日～2020年1月26日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 評価分析（コンサルタント）

③便宜供与内容

JICAマラウイ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 現地日程のアレンジ

JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

オ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム（TEL:03-5226-3160）にて配布します。

- ・ PDM（最新版、英文）
- ・ 市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクト（MA-SHEP）詳細計画調査報告書（和文）
- ・ Record of Discussions(RD) on project for market-oriented smallholderure empowerment and promotion（英文）
- ・ モニタリングシート（第1～5回、英文）
- ・ JCC資料（第1～4回、英文）
- ・ マラウイSHEP概念図（和文）

②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAマラウイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と

緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」
<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>
の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上